

# 裁 決 書

審査請求人  
[REDACTED]

上記審査請求人(以下「請求人」という。)から平成28年2月12日付で提起された[REDACTED]福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が平成27年12月16日付で行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく費用返還処分(以下「本件処分」という。)に関する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る処分庁が行った本件処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1 請求人の主張

本件審査請求は、処分庁が、平成17年3月26日に請求人から提出を受けた建物賃貸借契約書の内容確認を失念したことによって生じた過払金60,000円(平成23年1月分から平成27年12月分までの60か月×共益費1,000円)の取消しを求めるもので、その理由として、次のとおり主張している。

- 1 処分庁の過誤により生活保護費が過誤払いされたものであり、請求人に過失はなく、過払金の返還を求ることは、請求人の自立を著しく阻害する。
- 2 処分庁の過誤により生活保護費が過誤払いされたとして、法第63条に基づく過誤払全額の返還を命じた処分が違法で取り消しを免れないとした裁判例(生活保護返還金決定処分等取消請求事件福岡地方裁判所平成24年(行ウ)第22号(以下「判決」という。))がある。
- 3 仮に、返還義務があるとしても、請求人は、処分庁が支払うべき火災保険料を支払っており、その額が返還額を上回ることから支払い義務はない。

### 第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由として次のように述べていると解される。

- 1 法第8条において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。

熊  
知

- 2 法第14条において「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる」と規定し、同条第1号において「住居」を規定している。
- 3 法第63条において「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、(略)その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。
- 4 「改定増補 生活保護法の解釈と運用(復刻版)」(厚生省社会局保護課長小山進次郎著 全国社会福祉協議会刊。以下「解釈と運用」という。)によれば、法第63条中「急迫の場合等」の「等」の解釈として、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を過つて、不当に高額の決定をした場合等である」とされている。
- 5 消滅時効が完成していない平成23年1月分から平成27年12月分までの住宅扶助費の過払い額である60,000円について法第63条の対象資力として認定したものであり、同過払い額は平成27年12月1日から平成27年12月31日までの同期間に処分庁が支払った総額85,097円(医療費算定無し)を下回る金額であるため、その全額を法第63条に基づき返還決定したものである。
- 6 請求人は、処分庁の過誤により過払い金が生じたもので、請求人に過失はなく、過払い金の返還を求ることは、請求人の自立を著しく阻害すると主張するが、処分庁は、請求人に対し、過去に支給された共益費相当額を全額費消したことを確認した上で、今後の生活を圧迫しない月額10,000円の分割支払いとしており、請求人の生活状況も考慮しており、請求人の自立を著しく阻害するような状況は確認されなかった。
- 7 請求人は、本来処分庁が支給すべき火災保険料を少なくとも5年間(60,000円)支払っており、少なくとも60,000円以上処分庁に未払いがあり、請求人に支払義務はないとして主張するが、平成20年以前については請求人が処分庁に対し火災保険料の支出について届出を行っていないこと、また、平成22年以前の過大支給分の住宅扶助費については返還対象としていないことから、請求人の主張に根拠がない。
- 8 以上のことから、本件審査請求には理由がないため、本件審査請求の棄却を求める。

### 第3 事実認定

審査庁が調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 平成17年3月22日、請求人が転居に伴い、地代家賃証明書を処分庁へ提出した。
- 2 平成17年3月23日、処分庁は、上記の地代家賃証明書に基づき、平成17年3月分家賃(日割認定)及び同年4月分以降家賃として月当たり31,000円の給付を認定した。
- 3 平成17年4月1日、処分庁は、請求人から、建物賃貸借契約書(家賃30,000円共益費1,000円)の提出を受けた。
- 4 平成21年4月2日、処分庁は、請求人から火災保険料に関する生活保護変更申請書を受理し、平成21年5月1日から平成23年4月30日までの火災保険料として12,000円を支給した。なお、その後、平成23年11月7日に平成23年11月1日から平成25年10月31日までの火災保険料として12,000円、平成25年1



0月3日に平成25年11月1日から平成27年10月31日までの火災保険料として12,000円、平成27年9月15日に平成27年11月1日から平成29年10月31日までの火災保険料として14,000円を支給した。

- 5 平成27年12月9日、処分庁は、請求人に支給している住宅扶助の中に共益費1,000円が含まれていることに気づいた。
- 6 平成27年12月10日、処分庁は、平成28年1月1日から共益費1,000円の支給を停止することとした。
- 7 平成27年12月11日、処分庁は、請求人に対して過払い金60,000円（平成23年1月から平成27年12月までの60か月×共益費1,000円）が生じたことを説明し、請求人から、返済誓約書及び分割納付申請書を受理した。
- 8 平成27年12月15日、処分庁は、償還金検討会議を開催し、平成23年1月分から平成27年12月分までの過払い金60,000円については法第63条に基づく返還金、平成22年12月分以前の過払い金については消滅時効が完成していることから返還対象外と決定した。
- 9 平成27年12月19日、請求人は、処分庁から法第63条に基づく費用返還通知書を受理した。
- 10 平成28年2月12日、請求人は、処分庁の処分を不服として、審査庁に対し審査請求書を提出した。

#### 第4 審査庁の判断

生活保護費の費用返還については、法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、(略)その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定されている。また、「解釈と運用」によれば、法第63条中「急迫の場合等」の「等」の解釈として、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を過つて、不当に高額の決定をした場合等である」とされている。

さらに、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（以下「問答集」という。）問13-5「法第63条に基づく返還額の決定」（答）（1）において、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである」と、（2）において、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」と、（3）において、「返還額の決定は、担当職員の判断で安易に行うことなく、法第80条による返還免除の決定の場合と同様に、そのような決定を適当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこと」と規定されている。

普通地方公共団体の金銭債権の時効消滅については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項において「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効に

より消滅する」と、民法（明治29年法律第89号）第166条第1項において「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する」と規定されている。

これを本件について検討すると、請求人は、第3の3とおり、処分庁に建物賃貸借契約書を提出したが、処分庁が契約内容の確認を失念し、平成17年4月から平成27年12月まで住宅扶助費の対象とならない共益費について毎月1,000円の過払いが生じた。これについて、処分庁は、「保護の実施機関が保護の程度の決定を過つて、不当に高額の決定をした場合」（「解釈と運用」）と判断し、法第63条中の「急迫の場合等」に該当するとして費用返還対象額とした。

さらに、法第63条に基づく返還金に係る債権は、法に規定がないため非強制徴収公債権に該当することから、地方自治法第236条第1項の規定により、時効期間は5年となる。よって、本件処分が行われた平成27年12月16日を起点として、5年前の平成22年12月15日以前に支給した共益費については消滅時効が完成することとなり、法第63条に該当する費用返還対象外としたことは、適正であると認められる。

次に、請求人が、本件過払金の返還を命じることは自立を著しく阻害すると主張していることについて、処分庁は、第3の7のとおり、償還金検討会議開催前に、請求人から返済誓約書及び分割納付申請書を徴し、さらに、第3の8のとおり、償還金検討会議において、請求人は過払金を全額消費済みであり、例外的に自立更生費を適用する要因はないとの理由により控除対象額を0円とし、全額返還を求めることが請求人の自立を阻害するかについての検討を行っていない。

本件は、償還金検討会議前に請求人からの返済誓約書及び分割納付申請書を徴している点で、実施機関の意思として返還額を決定したとは認められず、問答集問13-5（答）

（3）に定める手続に従い返還金を決定したとは認められない。また、法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が返還額決定に有する裁量は全くの自由裁量ではなく、自立更生費の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであると解されるところ（判決第3の1（1）参照）、本件で償還金検討会議において全額返還を求めることが請求人の自立を阻害するか検討しなかった点においても、返還額の決定を適当とする事情を具体的かつ明確にしたとは認められず、上記と同様に問答集13-5（答）（3）に定める手続に従い返還金を決定したとは認められない。よって、問答集に従った手続を踏んでいない上記2点の手続上の瑕疵は、法第63条の趣旨等に照らし重大な瑕疵と認められる。

なお、請求人は判決を基に、処分庁が自らの過誤により過払いとなった扶助費について全額返還を求めた処分が違法と主張し、本件処分の取り消しを求めていたが、判決の趣旨は、「行政処分庁が返還金決定において自立更生費の有無や全額返還が原告の自立を阻害するかを考慮していない点で判断要素の選択に合理性を欠き、その判断は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く」というものであり、あくまでも手続上の不備を指摘したものであり、請求人の主張とは異なる。

また、請求人は、本来処分庁が負担すべき火災保険料を少なくとも5年分60,000円負担しており、少なくとも過払い金60,000円と同額以上の福祉事務所未払い分があり、請求人に支払い義務ないと主張しているが、①建物賃貸借契約書から請求人が



アパートに入居した日が平成17年3月22日であること、②第3の4のとおり、処分庁が平成21年5月1日以降の火災保険料について支給していること、③「新・お部屋の保険」契約タイプ別保険金額一覧表によれば火災保険料は2年12,000円であることから判断すると、請求人が負担した火災保険料は平成17年5月1日から平成21年4月30日までの4年間24,000円となる。しかしながら、そもそも生活保護法における扶助費は申請に基づき支給するものであり、さらに、時効消滅した未申請の火災保険料請求権と時効消滅していない法第63条に基づく返還金請求権を相殺することは適当でない。

以上により、本件処分については、処分庁の生活保護費返還決定処分において問答集に従った手続を踏んでいない重大な瑕疵がある以上、取消しを免れない不当な処分と言わざるを得ず、本件審査請求には理由がある。したがって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年7月21日

熊本県知事 蒲島 郁夫

